

本法令日本語訳集は、JICA技術協力専門家等が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICAは、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

仮和訳者 国際協力専門員 弁護士 塚原 正典

ベトナム法令

2023年電子取引法（番号 20/2023/QH15）

目次

第一章 総則	4
第1条 調整範囲	4
第2条 適用対象	4
第3条 用語の解釈	4
第4条 電子取引発展政策	6
第5条 電子取引におけるネットワーク情報の安全及びネットワークセキュリティの保障	6
第6条 電子取引における厳禁行為	6
第二章 データメッセージ	7
第1節 データメッセージの法的価値	7
第7条 データメッセージ実施形式	7
第8条 データメッセージの法的価値	7
第9条 文書同様の価値を有するデータメッセージ	7
第10条 原本と同様の価値を有するデータメッセージ	7
第11条 証拠価値を有するデータメッセージ	8
第12条 紙の文書からデータメッセージへの変換	8
第13条 データメッセージの保存形式	9
第2節 データメッセージの送信、受領	9
第14条 データメッセージの発案者	9
第15条 データメッセージ送信の時点、場所	10
第16条 データメッセージの受領	10
第17条 データメッセージ受領の時点、場所	11
第18条 データメッセージの自動送信、受領	11
第3節 電子証書	12
第19条 電子証書の法的価値	12
第20条 電子証書の移転	12
第21条 電子証書の保存、処分の要請	12
第三章 電子署名及びトラストサービス	13
第1節 電子署名	13
第22条 電子署名	13
第23条 電子署名の法的価値	14
第24条 公務専用デジタル署名認証サービス	14

第 25 条 専用電子署名, 安全を保障する専用電子署名の使用	15
第 26 条 外国の電子署名認証サービス提供組織の公認, 外国の電子署名 の公認・認証	15
第 27 条 国際取引において承認される外国の電子署名, 外国の電子署名 証書	16
第 2 節 トラストサービス	16
第 28 条 トラストサービス	16
第 29 条 トラストサービス経営条件	16
第 30 条 トラストサービスを提供する組織の責任	17
第 31 条 タイムスタンプ発行サービス	17
第 32 条 データメッセージ認証サービス	18
第 33 条 公共デジタル署名認証サービス	18
第四章 電子契約の締結及び実施	18
第 34 条 電子契約	18
第 35 条 電子契約の締結	19
第 36 条 電子契約の締結及び実施の原則	19
第 37 条 電子契約の締結及び実施におけるデータメッセージの送受信, 送受信の時点・場所	19
第 38 条 電子契約の締結及び実施における通知の法的価値	19
第五章 国家機関の電子取引	19
第 39 条 国家機関の電子取引の種類	19
第 40 条 データ管理, 共通データベース	19
第 41 条 データ作成, 収集	21
第 42 条 データの接合, 共有	21
第 43 条 国家機関のオープンデータ	22
第 44 条 電子環境における国家機関の活動	23
第六章 電子取引情報システム	24
第 45 条 電子取引情報システム	24
第 46 条 電子取引アカウント	24
第 47 条 電子取引情報システムの主管者の責任	24
第 48 条 電子取引に関する国家管理データの報告, 統合, 共有	25
第七章 電子取引に関する国家管理	26
第 49 条 電子取引に関する国家管理の内容	26
第 50 条 電子取引に関する国家管理責任	26
第八章 施行条項	27
第 51 条 関連を有する法律の条項の修正, 補充, 変更, 廃止	27

第 52 条 施行効力	27
第 53 条 転換規定	27

国会
法律 番号：20/2023/QH15

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

電子取引法¹

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は消費者権利保護法を発行する。

第一章 総則

第1条 調整範囲

- この法律は電子的方法による取引実施について規定する。
- この法律は取引の内容、条件、形式につき規定しない。
- 他の法律が、電子的方法により実施される取引につき、規定する場合又は規定しない場合でも、この法律に従った適用ができる。他の法律が電子的方法による取引を実施できないと規定する場合、その法律の規定に従って実施する。

第2条 適用対象

この法律は、電子取引に直接的に参加する機関・組織・個人、又は電子取引に関連を有する機関・組織・個人に対して適用する。

第3条 用語の解釈

この法律において、以下の用語は次のように理解される。

- 「電子取引」とは、電子的方法により実施される取引である。
- 「電子的方法」とは、情報に関するハードウェア・ソフトウェア・システム、情報技術、電子技術、デジタル・磁気・無線伝送・光学・電磁の技術、又はそれらと同様の他の技術である。
- 「電子環境」とは、遠距離通信ネットワーク、インターネット、コンピュータネットワーク、情報システムに関する環境である。

¹ 本稿は2023年10月9日の時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する組織はいっさいの責任を負わない。

4. 「データメッセージ²」とは、電子的に作成、送信、受信、または保存される情報である。
5. 「電子証書」とは、権限を有する機関・組織が電子データの様式で発行した許可書、証明書、証書、確認文書、その他の承認文書である。
6. 「データ」とは、記号、文字、数字、画像、音声又はそれらと同様の他のものである。
7. 「電子データ」とは、電子的方法により作成、処理、保存されるデータである。
8. 「デジタルデータ」とは、デジタル信号を利用して作成された電子データである。
9. 「マスターデータ」とは、相互に異なるデータベース又はデータ集積の参照、同期の基礎として、具体的な対象を描写するための最も基本的な情報を含むデータである。
10. 「データベース」とは、電子的方法を通じてアクセス、開発、共有、管理及び更新するために調整された電子データの集合である。
11. 「電子署名」とは、署名者を確認し、その署名者によるデータメッセージに対する承認を確認するためのデータメッセージと論理的に結合した電子データの様式で作成される署名である。
12. 「デジタル署名」とは、秘密鍵と公開鍵で構成される非対称鍵アルゴリズムを使用した電子署名であり、秘密鍵はデジタル署名の署名に使用され、公開鍵はデジタル署名の検証に使用される。デジタル署名は、データメッセージの信頼性、完全性、及び否認防止性を保証するが、機密性を保証しない。
13. 「電子署名証書」とは、認証される機関・組織・個人が電子署名者であることを確認するためのデータメッセージである。デジタル署名に対する電子署名証書はデジタル署名証書である。
14. 「デジタル署名認証サービス」とは、デジタル署名認証サービスを提供する組織によるサービスで、データメッセージ上でデジタル署名の主体を確実にし、署名主体のデータメッセージに対する否認防止性を保障し、署名されたデータメッセージの完全性を保障するものである。
15. 「タイムスタンプ」とは、データメッセージに付着した、そのデータメッセージの具体的時点における時間の確定のための電子資料である。
16. 「電子契約」とはデータメッセージの様式で作成された契約である。
17. 「仲介者」とは他の機関・組織・個人のために、データメッセージの送受信・保存又はそのデータメッセージに関連するその他のサービスの提供を行う機関・組織・個人である。

² 「データメッセージ」の原文は *thông điệp dữ liệu* である。

第4条 電子取引発展政策

1. 国家の利益、公共の利益、機関・組織・個人の合法的権利及び利益を保護する。
2. 電子取引実施の選択の自主的な希望、電子取引実施のための電子技術・方法・電子署名・電子的方法によるその他の確認形式の種類選択についての自主的な合意を保障する。但し、法律がその他の規定を有する場合を除く。
3. 最初から最後までの過程を電子的方法で行うため全ての過程における全面的な電子取引を発展させる。デジタルトランスフォーメーションを促進する。その他の取引方法と比較して、取引過程を最も優れたものとしてより処理時間を短く、より便利にする。
4. 電子取引の奨励・優遇の制度・措置、発展の条件創出を同期的に行う。特に特に山岳地帯、国境地帯、島しょ部、少数民族地域、困難な社会経済的条件を有する地域、特別に困難な社会経済的条件を有する地域において、技術基盤発展投資を優先し、電子取引における人材を養成する。

第5条 電子取引におけるネットワーク情報の安全及びネットワークセキュリティの保障

1. 機関・組織・個人は電子取引に関する法令、ネットワーク情報の安全³に関する法令、ネットワークセキュリティ⁴に関する法令の規定及び関連を有する法令のその他の規定を順守しなければならない。
2. 国家機密の範囲に属するデータメッセージにおける情報は、国家機密保護に関する法令及び重要機密に関する法令の規定を順守しなければならない。

第6条 電子取引における厳禁行為

1. 電子取引を濫用して国家、民族、国家の安寧、社会の秩序・安全、公共の利益、機関・組織・個人の合法的権利及び利益を侵害する。
2. データメッセージの作成、送信、受領、保存の過程を法令に違反して干渉又は阻止する。電子取引サービス情報制度の破壊を狙ったその他の行為を行う。
3. データメッセージを法令に違反して収集、提供、使用、漏洩、開示、拡散、営業行為⁵を行う。
4. データメッセージの一部又は全部を法令に違反して偽造し、異なるものにし、又は削除し、破棄し、複写する。

³ 「ネットワーク情報の安全」の原文は *an toàn thông tin mạng* である。

⁴ 「ネットワークセキュリティ」の原文は *an ninh mạng* である。

⁵ 「営業行為」の原文は *kinh doanh* である。

5. 法令違反行為実施を狙ったデータメッセージを作成する。
6. 電子取引のアカウント・電子証書・電子署名証書・電子署名を欺罔し、偽造し、略奪し、法令に違反して使用する。
7. 電子取引実施の選択を阻止する。
8. 法令の規定に従って厳禁される行為。

第二章 データメッセージ

第1節 データメッセージの法的価値

第7条 データメッセージ実施形式

1. データメッセージは、法令の規定に従った電子文書、電子資料、電子証書、電子証拠、電子契約、電子メール、電信、電報及びその他の電子データ交換の形式で実施される。
2. データメッセージは取引の過程を通じて作成、発生し、又は紙の文書から変換される。

第8条 データメッセージの法的価値

データメッセージ中の情報は、その情報がデータメッセージの様式で実施されることのみを理由に法的価値を否認しない。

第9条 文書同様の価値を有するデータメッセージ

1. 法令により情報の文書による表現が必要な場合、データメッセージ中の情報が参照のためにアクセスして使用できる場合、データメッセージはその必要性に適合すると看做される。
2. 法令により文書が公証、認証されることが必要な場合、公証に関する法令の規定に従った公証、この法律及び認証に関する法律の規定に従った認証がされる場合、データメッセージはその必要性に適合すると看做される。

第10条 原本と同様の価値を有するデータメッセージ

データメッセージは、以下の要請に適合する場合に原本と同様の価値を有し、原本として使用される。

1. データメッセージ中の情報が、最初に作成された時点から完璧なデータメッセージの様式であることが完全に保障されている。
データメッセージ中の情報は、変更されていない場合に完全であると看做される。但し、データメッセージの送信、保存又は表示の過程で発生する変更を除く。

2. データメッセージ中の情報は、完璧な状態でのアクセス、使用が可能である。

第 11 条 証拠価値を有するデータメッセージ

1. データメッセージは、この法律及び訴訟に関する法令の規定に従って証拠となる。
2. データメッセージの証拠価値は、データメッセージの作成・送信・受領又は保存形式、データメッセージの完全性の保障及び維持形式、データメッセージの作成・送信・受領をした者及びその他の適合要素の確定形式の信用性の程度に基づいて確定される。

第 12 条 紙の文書からデータメッセージへの変換

1. 紙の文書から変換されるデータメッセージは以下の要請に十分⁶に適合しなければならない。
 - a) データメッセージ中の情報が紙の文書と同様の完全性を保障される。
 - b) データメッセージ中の情報が参照のためにアクセス、使用することができる。
 - c) 紙の文書からデータメッセージに変換されたことを確認する個別の記号及び変換を実施した機関・組織・個人の情報がある。
 - d) 紙の文書が、権限を有する機関・組織が発行した許可書・証明書・証書・確認文書・その他の承認文書である場合、変換はこの項 a 号、b 号及び c 号に適合しなければならず、変換を実施する機関・組織のデジタル署名がなくてはならない。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。変換を行う情報システムは紙の文書からデータメッセージへの変換機能を有しなければならない。
2. データメッセージから変換される紙の文書は以下の要請に十分に適合しなければならない。
 - a) 紙の文書内の情報がデータメッセージと同様の完全性を保障される。
 - b) 情報システムと、検索のためデータメッセージの原本を作成・送信・受領・保存する情報システムの主管者を確定する情報がある。
 - c) データメッセージから紙の文書に変換されたことを確認する個別の記号及び変換を実施した機関・組織・個人の情報がある。
 - d) データメッセージが、電子証書である場合、変換はこの項 a 号、b 号及び c 号に適合しなければならず、法令の規定に従って変換を実施する機関・組織の署名、押印（もしあれば）がなくてはならない。変換を行う情報シ

⁶ 「十分に」の原文は dù である。「全て」と解して良いと思われる。

システムはデータメッセージから紙の文書への変換機能を有しなければならない。

3. 変換された文書の法的価値は関連を有する法令の規定に従う。
4. 政府はこの条の詳細を規定する。

第13条 データメッセージの保存形式

1. 法令により文書、証書、書類、資料又は情報の保存が要請される場合、その文書、証書、書類、資料又は情報は、以下の要請に十分に適合する場合、データメッセージで保存することができる。
 - a) そのデータメッセージ中の情報が参照のためにアクセス、使用できる。
 - b) そのデータメッセージ中の情報が開始、送信、受信されたときと同じ形式、又はその情報を正しく表現できる形式で保存される。
 - c) そのデータメッセージが、作成の起源、送信者、受領者、送信・受領の時間を確定できる一定の方程式に従って保存される。
2. 法令が異なる規定を有する場合を除き、データメッセージがこの条第1項に規定する要請に適合する場合、機関・組織・個人は文書、証書、書類、資料又は情報を紙の文書又はデータメッセージで保存することを選択できる。
3. データメッセージの内容、保存期限は保存に関する法令の規定及び関連を有する法令のその他の規定に従って実施される。データメッセージの保存は紙の文書の保存と同様の価値を有する。

第2節 データメッセージの送信、受領

第14条 データメッセージの発案者

1. データメッセージの発案者は、データメッセージが保存される前にそのデータメッセージを作成又は送信する機関・組織・個人であるが、データメッセージの仲介者を含まない。
2. 取引に参加する当事者が異なる合意をしない場合、データメッセージの発案者の確定は以下のように規定される。
 - a) データメッセージは、データメッセージの発案者、発案者の代理人又は発案者の指定で自動的に動作するように設定された情報システムによって送信された場合、発案者に属すると看做される。
 - b) 受領者は、発案者が承認した確認方法が適用済みであり、そのデータメッセージが発案者に属するとの結果になる場合、データメッセージが発案者に属すると看做すことができる。

- c) 受領者が技術的瑕疵を知った時点、又は発案者より技術的瑕疵によりデータメッセージが送信されて発案者が承認した瑕疵確認方法を使用したとの通知を受領した時点から、この項 a 号及び b 号の規定は適用できない。
- 3. 当事者が自動情報システムを通じて情報入力につき誤りを犯し、その自動情報システムがその当事者に誤りを修正する機会を与えない場合、情報入力において誤りを犯した当事者は、以下の要請に十分に適合する場合に入力済みの情報を撤回する権利を有する。
 - a) 情報入力に誤りを犯した者が、自らの誤りに気付いた時、その誤りを関連当事者に直ちに通知した。
 - b) 情報入力に誤りを犯した者が他の当事者からのいかなる利益（もしあれば）も使用しておらず、又は受領していない。
- 4. この条第 3 項が規定する誤った情報撤回の権利は、関連を有する法令の異なる規定に従った電子取引における誤りにより発生する効果の解決責任に影響を与えない。
- 5. 発案者は自らが発案したデータメッセージの内容に関して法令上の責任を負わなくてはならない。

第 15 条 データメッセージ送信の時点、場所

取引に参加する各当事者が異なる合意をしない場合、データメッセージ送信の時点、場所を以下のように規定する。

- 1. データメッセージ送信の時点は、そのデータメッセージが発案者又は発案者の代理人が管理する情報システムから発出された時点である。情報システムが発案者又は発案者の代理人の管理外である場合、データメッセージの送信時点はそのデータメッセージが情報システムに入力された時点である。
- 2. データメッセージが送信される場所がどこであっても、データ送信場所は発案者が機関・組織の場合は事務所と看做され、発案者が個人の場合は居住地と看做される。発案者が複数の事務所を有する場合は、データ送信場所は本社事務所又は取引と最も密接に関連する事務所である。

第 16 条 データメッセージの受領

- 1. データメッセージの受領者は、データメッセージの発案者からデータメッセージ受領を指定された機関・組織・個人又はその機関・組織・個人の代理人であるが、データメッセージの仲介者を含まない。
- 2. 取引に参加する各当事者が異なる合意をしない場合、データメッセージの受領を以下のように規定する。
 - a) 受領者は、データメッセージが受領者の指定する情報システムに入力されてアクセス可能となればデータメッセージを受領したと看做される。

- b) 受領者は、受領するいずれのデータメッセージも一つの独立したデータメッセージであると看做す権利を有する。但し、そのデータメッセージが他のデータメッセージの写しであることを知っている、又は知っていなければならぬ場合を除く。
- c) データメッセージ送信の前、又は送信中に、受領者が受領時に確認通知を発案者に送る必要があることにつき発案者が受領者に要請した場合、又はその合意をした場合、受領者はその要請又は合意を正しく実施しなければならない。
- d) データメッセージ送信の前、又は送信中に、発案者がそのデータメッセージが価値を有するのは確認通知がある場合のみであると宣言した場合、そのデータメッセージは発案者が受領者からそのデータメッセージを受領済みとの確認通知を得るまで送信未了と看做される。
- d) この項 a 号が規定する場合を除き、発案者がデータメッセージを送信したが受領者が確認通知を送信する必要があると宣言せず、かつ確認通知を受領していない場合、発案者は確認通知が未受領であり受領者が確認通知を送付する合理的期間を設定する通知を受領者にことができる。発案者が依然として設定した期間内に確認通知を受領しない場合、発案者はそのデータメッセージを未送付であると看做す権利を有する。

第 17 条 データメッセージ受領の時点、場所

取引に参加する各当事者が異なる合意をしない場合、データメッセージ受領の時点、場所を以下のように規定する。

1. 受領者がデータメッセージ受領のための情報システムを指定した場合、受領時点は指定された情報システムにデータメッセージが入力されてアクセス可能となった時点である。受領者がデータメッセージ受領のための情報システムを指定しなかった場合、データメッセージ受領時点はそのデータメッセージがどれであっても受領者の情報システムに入力されてアクセスが可能となった時点である。
2. データメッセージが受領される場所がどこであっても、データ受領場所は受領者が機関・組織の場合は事務所と看做され、受領者が個人の場合は居住地と看做される。受領者が複数の事務所を有する場合は、データ受領場所は本社事務所又は取引と最も密接に関連する事務所である。

第 18 条 データメッセージの自動送信、受領

発案者又は受領者が一つ又は複数のデータメッセージ送信若しくは受信の自動情報システムを指定する場合、データメッセージの送受信をこの法律第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条の規定に従って実施する。

第 3 節 電子証書

第 19 条 電子証書の法的価値

1. 電子証書における情報は、以下の要請に十分に適合する場合に法的価値を有する。
 - a) 法令の規定に従って、電子証書を発行する機関・組織の電子署名を受ける。
 - b) 電子証書における情報は、完璧な状態でのアクセス、使用が可能である。
 - c) 法令により電子証書に関する時間を示すことが求められる場合、電子証書にはタイムスタンプが必要である。
2. 権限を有する外国の機関・組織がベトナムで公認して使用するため発行した電子証書は領事による合法化が必要である。但し、ベトナム法令の規定により免除される場合を除く。

第 20 条 電子証書の移転

1. 法令により、電子証書に対する所有権の移転が認められる場合、以下の要請に十分に適合しなければならない。
 - a) 電子証書が所有者を示し、その所有者のみがその電子証書を管理する。
 - b) この法律第 10 条が規定する要請。
 - c) 電子証書の移転を行う情報システムは、インターネット上の情報安全に関する法令の規定に従って最低でも 3 級のインターネット上の情報セキュリティを保障する要請に適合しなければならない。
 - d) 関連を有する法令の規定に従ったその他の要請。
2. 法令により、紙の文書から電子証書への変換が求められる場合、又は許される場合で法令は各種の文書での所有権の移転を許すが一つの形式だけの存在を求める場合、変換が完成してこの法律第 12 条 1 項 d 号が規定する要請に適合すると紙の文書は直ちに法的価値を失う。
3. 法令により、電子証書から紙の文書への変換が求められる場合、又は許される場合で法令は各種の電子証書での所有権の移転を許すが一つの形式だけの存在を求める場合、変換が完成してこの法律第 12 条 2 項 d 号が規定する要請に適合すると電子証書は直ちに法的価値を失う。

第 21 条 電子証書の保存、処分の要請

1. 電子証書の保存はこの法律第 13 条のデータメッセージ保存に関する規定を順守しなくてはならない。

2. 電子証書の保存、処分を行う情報システムは、インターネット上の情報安全に関する法令の規定に従って最低でも3級のインターネット上の情報セキュリティを保障する要請に適合しなければならない。

第三章 電子署名及びトラストサービス

第1節 電子署名

第22条 電子署名

1. 電子署名は以下からなる使用範囲に従って分類される。
 - a) 専用電子署名は機関・組織が作成し、その機関・組織の職務・任務に合致した活動のため個別に使用する電子署名である。
 - b) 公共デジタル署名は公共の性質を有する活動⁷で使用され、公共デジタル署名証書で保障されたデジタル署名である。
 - c) 公務専用デジタル署名は公務活動で使用され、公務デジタル署名証書で保障されたデジタル署名である。
2. 専用電子署名は以下の要請に十分に適合しなければならない。
 - a) 署名の主体を確認し、データメッセージに対する署名主体の承認を示す。
 - b) 専用電子署名を作成するデータは、承認されるデータメッセージの内容にのみ関連付けられる。
 - c) 専用電子署名を作成するデータは、署名時点における署名主体の管理にのみ属する。
 - d) 専用電子署名の効力は各当事者が合意した条件に従って検査され得る。
3. デジタル署名は以下の要請に十分に適合する電子署名である。
 - a) 署名主体を確認し、データメッセージに対する署名主体の承認を示す。
 - b) デジタル署名を作成するデータは、承認されるデータメッセージの内容にのみ関連付けられる。
 - c) デジタル署名を作成するデータは、署名時点における署名主体の管理にのみ属する。
 - d) 署名時点より後のデータメッセージのいかなる変更も表現され得る。
 - d) デジタル署名証書により保障されなければならない。公務専用デジタル署名の場合、公務専用デジタル署名認証サービスを提供する組織のデジタル署名証書により保障されなければならない。公共デジタル署名の場合、

⁷ 「公共の性質を有する活動」の原文は *hoạt động công cộng* である。

公共デジタル署名認証サービスを提供する組織のデジタル署名証書により保障されなければならない。

- e) デジタル署名を作成する方法において、デジタル署名作成データが署名偽造の目的で開示、収集、又は使用されないことを保障しなければならない。

第 23 条 電子署名の法的価値

1. 電子署名は、電子署名の様式で表されることのみを理由に法的価値を否認しない。
2. 安全を保障する専用電子署名⁸又はデジタル署名は、紙の文書上の個人の署名と同様の法的価値を有する。
3. 法令の規定により、文書が機関・組織により確認されなければならない場合、データメッセージがその機関・組織の安全を保障する専用電子署名又はデジタル署名により署名されていれば適合していると看做される。

第 24 条 公務専用デジタル署名認証サービス

1. 公務専用デジタル署名認証サービスとは、公務活動におけるデジタル署名を認証するサービスである。
2. 公務専用デジタル署名認証サービスを提供する組織により管理、提供される公務専用デジタル署名証書は、電子取引に関する法令及び重要な法令の規定に従う。
3. 公務専用デジタル署名認証サービスを提供する組織は以下の活動を実施する。
 - a) データメッセージの署名主体の公務専用デジタル署名証書の効力を確認、維持するため公務専用デジタル署名証書を発行する。
 - b) 公務専用デジタル署名証書を回収する。
 - c) 公務専用デジタル署名の効力を検査し、公務専用デジタル署名の効力を維持する。
 - d) 公務専用デジタル署名認証のため必要な情報を提供する。
 - d) 公務専用デジタル署名の効力の検査を保障するため国家電子認証サービスを提供する組織と連携する。
 - e) 公務活動におけるタイムスタンプを発給する。
4. 公務専用デジタル署名証書、公務専用デジタル署名は、法令の規定に従つて、デジタル署名及び署名認証サービスについての技術基準、技術要請に適合しなければならない。

⁸ 「安全を保障する専用電子署名」の原文は Chữ ký điện tử chuyên dùng bảo đảm an toàn である。

5. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 25 条 専用電子署名、安全を保障する専用電子署名の使用

1. 専用電子署名を作成する機関・組織は専用電子署名に関するサービス事業を行なうことができない。
2. 安全を保障する専用電子署名とは、情報通信省により安全を保障する専用電子署名証明を発給された専用電子署名である。
3. 機関・組織が他の組織、個人と取引を行うために専用電子署名を使用する場合、又は安全を保障する専用電子署名を公認する必要がある場合、情報通信省に登録をして安全を保障する専用電子署名証明の発給を受ける。
4. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 26 条 外国の電子署名認証サービス提供組織の公認、外国の電子署名の公認・認証

1. ベトナムにおける外国の電子署名認証サービス提供組織の公認の条件は以下からなる。
 - a) 活動を登記した国家において設立され、合法的に活動する。活動登記をした国において合法的に活動する監査組織の、電子署名認証サービスを提供するシステムについての技術監査報告書がある。
 - b) 外国の電子署名認証サービス提供組織が提供した外国の電子署名、外国の電子署名証書は、ベトナムの法令の規定に従った電子署名・電子署名証書に関する技術標準・基準、広く認められた国際標準又はベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に適合しなければならない。
 - c) 外国の電子署名認証サービス提供組織が提供した外国の電子署名証書は、外国の組織・個人の十分に認証された識別情報に基づいている。
 - d) 外国の電子署名認証サービスを提供する組織は、外国の電子署名証明書の状態を更新してベトナムの権限を有する機関のトラストサービス認証システムに入力しなければならない。
 - d) ベトナムに駐在事務所を有する。
2. ベトナムにおける外国の電子署名、外国の電子署名証書の公認の条件は以下からなる。
 - a) 外国の電子署名、外国の電子署名証書は、ベトナムの法令の規定に従った電子署名・電子署名証書に関する技術標準・基準、広く認められた国際標準又はベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に適合しなければならない。
 - b) 外国の電子署名証書は、外国の組織・個人の十分に認証された識別情報に基づいている。

3. 本条第2項の規定に従って公認される外国の電子署名および外国の電子署名証書の対象は、外国の組織・個人、外国の組織・個人と電子取引をする需要があるが国内のサービス提供組織の電子署名、電子署名証書がその国で公認されていないベトナムの組織・個人である。
4. 情報通信省の大臣はベトナムにおける外国の電子署名認証サービス提供組織の公認、ベトナムにおける外国の電子署名・外国の電子署名証書について詳細を規定する。

第27条 国際取引において承認される外国の電子署名、外国の電子署名証書

1. 国際取引において承認される外国の電子署名、外国の電子署名証書は、ベトナムにいない組織・個人による外国の電子署名、外国の電子署名証書で、ベトナムの組織・個人に送付されるデータメッセージ上に効力を有するものである。
2. 組織・個人は、国際取引におけるデータメッセージ上の外国の電子署名、外国の電子署名証書の承認に関して選択し、その責任を負う。

第2節 トラストサービス

第28条 トラストサービス

1. トラストサービスは以下からなる。
 - a) タイムスタンプ発行サービス。
 - b) データメッセージ認証サービス。
 - c) 公共デジタル署名認証サービス。
2. トラストサービスとは条件付き経営投資分野・業種である。
3. トラストサービスを提供する組織は、情報通信省が発給したサービス経営許可書を有さなければならない。但し、商事における電子契約認証サービスを除く。

商事における電子契約認証サービスを提供する組織は、電子商取引に関する法令の規定に従った電子契約認証サービス提供活動の条件及びこの法律第29条の規定に従ったトラストサービス経営条件に適合しなければならない。

4. 政府は、トラストサービスを提供する組織の活動、トラストサービス経営許可書の規定・手続・発給書類・期限・変更・再発給・一時停止・回収の詳細、及びこの条の規定するその他の内容の詳細を規定する。

第29条 トラストサービス経営条件

1. トラストサービス経営条件は以下からなる。
 - a) ベトナムの領土上で設立され、合法的に活動する企業である。

- b) この法律第 28 条 1 項の規定するトラストサービスの種類ごとに適合する財政条件、管理及び技術に関する人材の条件に適合する。
 - c) トラストサービスを提供する情報システムは、インターネット上の情報安全に関する法令の規定に従った最低でも 3 級のインターネット上の情報セキュリティを保障する要請に適合する。
 - d) この法律第 28 条 1 項が規定するトラストサービスの種類ごとに適合するサービス提供活動をする技術的計画を有する。
 - d) トラストサービスに関する国家管理養成に適合する電子的方法による資料の監察、検査、報告をする技術的接続準備計画を有する。
2. 政府はこの条第 1 項の詳細を規定する。

第 30 条 トラストサービスを提供する組織の責任

1. サービス利用登録、サンプル及び関連する費用の規定を公開的に公表する。
2. 1 日 24 時間、週に 7 日間連続で情報を受領し、サービスを提供する手段を保障する。
3. 法令の規定に従った電子的方法により、書類、資料を保存し、報告資料を接続して提供する制度を実施する。
4. 情報システム内の設備に管理コードが発給され、トラストサービスに関する国家管理業務を行う技術的接続の準備を保障する。
5. 法令の規定に従った権限を有する機関の要請により、専門的措置を実施し、サービス提供を一時停止、修了し、又はその他の専門的措置を実施する。
6. インターネット上の情報安全に関する法令の規定に従って最低でも 3 級のインターネット上の情報セキュリティを保障する要請に適合するという、トラストサービスを提供する情報システム主管者の責任を果たす。
7. 権限を有する機関の規定に従って、毎年、トラストサービス提供活動に関して定期的報告を行う。
8. 費用に関する法令の規定に従って、デジタル署名証書の状態検査システムを維持する費用を納入する。

第 31 条 タイムスタンプ発行サービス

1. タイムスタンプ発行サービスとは、データメッセージに時刻に関する情報を関連付けるサービスである。
2. タイムスタンプはデジタル署名の様式において作成される。
3. データメッセージに関連付けられる時刻は、タイムスタンプ発行サービスを提供する組織がそのデータメッセージを受領して認証する時刻である。

4. タイムスタンプ発行サービス提供組織の時刻の根拠は、国家標準時間の根拠に関する法令の規定に従わなければならない。

第32条 データメッセージ認証サービス

データメッセージ認証サービスは以下からなる

1. データメッセージの保存及び完全性確認サービス。
2. 保証されたデータメッセージの送受信サービス。

第33条 公共デジタル署名認証サービス

1. 公共デジタル署名認証サービスとは、公共活動におけるデジタル署名を認証するサービスである。
2. 公共デジタル署名証書は、法令の規定に従って公共デジタル署名認証サービスを提供する組織により発給される。
3. 公共デジタル署名認証サービスを提供する組織は以下の各活動を実施する。
 - a) データメッセージに署名する主体の公共デジタル署名証書の効力を確認、維持するため公共デジタル署名証書を発行する。
 - b) 公共デジタル署名証書を回収する。
 - c) 公共デジタル署名の効力を検査し、公共デジタル署名証書の効力を維持する。公共デジタル署名の効力検査を制限するための技術的障壁を使用しない。
 - d) 公共デジタル署名の認証のために必要な情報を提供する。
 - d) 公共デジタル署名の効力検査を保障するため国家電子認証サービスを提供する組織と連携する。
4. 法令の規定に従って、公共デジタル署名証書、公共デジタル署名はデジタル署名に対する技術基準、技術的要請及びデジタル署名認証サービスに適合しなければならない。
5. 政府はこの条の詳細を規定する。

第四章 電子契約の締結及び実施

第34条 電子契約

1. 自動情報システムと人間、又は自動情報システム相互間の作用により締結され、実施される電子契約は、自動情報システムが実施する具体的な活動又は契約に対して、人間による検査又は介入がないという理由だけで法的価値を否定されない。

2. 省同格機関の長、次長は、割り当てられた任務・権限の範囲に属する、実施条件に適合する電子契約の締結と実施に関する規定を権限に従って発行する、又は権限を有する機関に発行を提案する。

第 35 条 電子契約の締結

1. 電子契約の締結は、電子契約締結過程における一部又は全部を進行するためデータメッセージを使用する。
2. 電子契約の締結の申し込み及び締結の承諾はデータメッセージを通じて実施される。但し、各当事者が異なる合意をする場合を除く。

第 36 条 電子契約の締結及び実施の原則

1. 各当事者は、電子契約の締結及び実施におけるデータメッセージ、一部又は全部の電子的方法の使用につき合意する権利を有する。
2. 電子契約の締結及び実施において、各当事者はその電子契約に関連する完全性、秘密保持の技術的要請、条件について合意をする権利を有する。
3. 電子契約の締結及び実施はこの法律、契約及び関連を有する法令のその他規定を順守しなければならない。

第 37 条 電子契約の締結及び実施におけるデータメッセージの送受信、送受信の時点・場所

電子契約の締結及び実施におけるデータメッセージの送受信、送受信の時点・場所は、この法律第 15 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定に従って実施する。

第 38 条 電子契約の締結及び実施における通知の法的価値

電子契約の締結及び実施において、データメッセージ様式での通知は紙の文書による通知と同様の法的価値を有する。

第五章 国家機関の電子取引

第 39 条 国家機関の電子取引の種類

1. 国家機関内における電子取引。
2. 国家機関相互における電子取引。
3. 機関・組織・個人と国家機関の間の電子取引。

第 40 条 データ管理、共通データベース

1. 国家機関におけるデータは、電子取引促進のため統一され、国家機関の管理責任に従って階級分けされ、法令の規定に従って国家機関・人民・企業の活動に共有される。

2. 国家機関における共通データベースは、国家データベース、省・国家機関の分野⁹・地方のデータベースからなる。
3. 国家データベースの管理を以下のように規定する。
 - a) マスターデータを収容する国家データベースは、省・国家機関の分野・地方のデータベースのレファレンス¹⁰となり、同期化をする。
 - b) 国家データベース内のマスターデータは、国家機関が提供した紙の文書と同様の正式な使用価値を有する。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
 - c) 国家データベース内のデータは、人民・企業及び経済・社会発展目標のため、省・国家機関の分野・地方の行政手続解決、行政改革、行政手続簡略化に共有される。
 - d) 政府首相は、国家データベースの一覧を決裁する。国家データベースの一覧は以下の基本的内容を表現するものでなければならない。国家データベースの名称、国家データベース構築の目標、国家データベース内のデータの範囲、保存され共有される国家データベースのマスターデータに関する情報、国家データベースの使用・開発の対象及び目的、国家データベースにおいて作成・更新される情報源、国家データベースからのデータ共有の方式。
 - d) 政府は、国家データベースの構築・更新・維持・開発・使用を規定し、国家データベースの他の国家機関のデータベースとの共有を規定する。
4. 省・国家機関の分野・地方のデータベースの管理を以下のように規定する。
 - a) 省・国家機関の分野・地方のデータベースは、省・国家機関の分野・地方の共通情報の集合である。
 - b) 省・国家機関の分野・地方のデータベースのマスターデータは、省・国家機関の分野・地方の紙の文書と同様の正式な使用価値を有する。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
 - c) 省・省同格機関・政府に属する機関・省級人民委員会は省・国家機関の分野・地方データベースの一覧、自らの省・国家機関の分野・地方のデータベースの構築・更新・維持及び開発を規定する。省・国家機関の分野・地方のデータベースの一覧は以下の基本的内容を表現しなければならない。データベースの名称、データベースの目的・範囲・内容、データベースが収集するデータの収集・更新の制度とデータの源、オープンデータや共有データからなるデータ細目の列挙。

⁹ 「国家機関の分野」の原文は *ngành* である。

¹⁰ 「レファレンス」の原文は *tham chiếu* であり、直訳は「参照」である。

5. 国家は、国家データベース、省・国家機関の分野・地方のデータベース、國家の他の機関のデータベースの構築と維持の費用の一部又は全部を保障する。

第41条 データ作成、収集

1. データ作成・収集、デジタルデータ開発は、国家機関の活動におけるデジタル政府、デジタルトランスフォーメーションの開発のために最優先される。
2. 国家機関のデータベースにおけるデータ作成は、国家機関が発行し、国家データベース内のマスターデータと統一する共通一覧番号と統一性を持たせなければならない。
3. 国家機関は、その国家機関が現に管理しているデータ若しくは他の国家機関が整備し、共有しているデータを収集、再収集すること又は組織・個人にそれらデータの再提供を要請することはできない。但し、データ更新、データ確認・検査目的の使用、そのデータが技術標準・基準に従った品質に関する要請を保障しない、又は法令が異なる規定を有する場合を除く。
4. 情報通信省は、機関・組織・個人が検索、開発をするために、データを提供する機関の名簿、提供されるデータの一覧、共通一覧番号表を統合して公表する。

第42条 データの接合、共有

1. 国家機関は、電子取引を行う機関・組織・個人のために、以下からなるデータの接合・共有可能性を保障する責任を負う。
 - a) 事業組織・事業者、又は事業組織・事業者のベトナムにおける代表者（もしいれば）の名称、住所、電話番号、その他の連絡方式（もしあれば）。
 - b) 国家機関において情報システム、データベースを構築するために国家予算を使用して情報技術を運用する投資プロジェクトは、データ接合・共有業務を列挙しなければならない。この列挙がない場合、運用・開発の過程でデータの接合・共有活動をしないことの証明についての説明をしなければならない。
 - c) 管理権限に属するデータベースに対するデータ開発・使用的規制を発行し、公開的に公表する。
 - d) 法令の規定に従って、データ接合・共有の過程でインターネット上の情報安全、インターネット上の安寧、データの秘密保持の保障措置を適用する。

2. 法令が異なる規定を有する場合を除き、国家機関はその他の機関・組織に対するデータ接合・共有の責任を負い、情報システム間の接合・共有を通じて開発された情報について紙の文書形式での情報提供をせず、各国家機関の間でのデータ共有につき費用を収受しない。
3. 国家機関は、データ提供機関とデータ開発機関・組織の情報システム間のインターネット環境上のオンラインでデータを接合・共有する方式を適用しなければならない。但し、国家機密に関連する情報である、又は国防・安寧の保障の要請がある場合を除く。オンラインでデータを接合・共有する方式を適用しない場合、書面で理由を明確に記載しなければならない。
4. 国家機関は、以下の優先順序に従ってデータの接合・共有を行う。
 - a) 以下からなる中間システムを通じて接合・共有する。国家データ積合共有プラットフォーム¹¹、総体的デジタル国家建設フレームワーク¹²に従った省¹³、省級¹⁴のデータ接合・共有インフラストラクチャ¹⁵。
 - b) 中間システムが整備されていない、又は中間システムの主管者機関が、中間システムがデータ接合・共有に関する要請に適合していないと確定した場合に、情報システム、データベース間の直接接合をする。
5. この条第4項a号に規定する総体的デジタル国家建設フレームワークは、電子政府建設フレームワーク¹⁶、機関・組織のデジタル建設フレームワーク¹⁷からなる。
6. 政府はデータ接合・共有、総体的デジタル国家建設フレームワークの詳細を規定する。

第43条 国家機関のオープンデータ

1. 国家機関のオープンデータとは、権限を有する国家機関が機関・組織・個人が自由に使用・再使用・共有するため幅広く公表するデータである。国家機関は電子取引・デジタルトランスマーションの促進、デジタル経済

¹¹ 「国家データ積合共有プラットフォーム」の原文は Nền tảng tích hợp, chia sẻ dữ liệu quốc gia である。

¹² 「総体的デジタル国家建設フレームワーク」の原文は Khung kiến trúc tổng thể quốc gia số である。

¹³ この「省」は英語の ministry のことである。

¹⁴ この「省級」は英語の provincial level のことである。

¹⁵ 「データ接合・共有インフラストラクチャ」の原文は hạch kết nối, chia sẻ dữ liệu である。

¹⁶ 「電子政府建設フレームワーク」の原文は Khung kiến trúc Chính phủ điện tử である。

¹⁷ 「機関・組織のデジタル建設フレームワーク」の原文は khung kiến trúc số của các cơ quan, tổ chức である。

及びデジタル社会の発展を狙って、機関・組織・個人が自由に使用・再使用・共有するためオープンデータを公表する。

2. オープンデータは全面的で、国家機関が提供して情報を十分に反映し、最新のものに更新され、インターネット上でアクセスと使用が可能で、送受信・保存・処分が可能なデジタル設備が保障され、オープンであること及び無料であることを順守する。
3. 機関・組織・個人は、開発、使用の際に識別子¹⁸を打ち込むことなく自由にオープンデータにアクセス、使用ができる。
4. 機関・組織・個人は、オープンデータを自由に複写・共有・交換・使用、他のデータとの接合、自らの商業又は非商業的製品・サービスへの使用をすることができる。
5. 機関・組織・個人は、オープンデータ使用のある製品・サービス・関連資料において、データ使用情報を引用し、記載しなければならない。
6. 国家機関は、オープンデータ使用が惹起した機関・組織・個人のいかなる損害についても責任を負わない。
7. 政府はオープンデータ及びこの条の規定の実施保障条件につき詳細を規定する。

第44条 電子環境における国家機関の活動

1. 国家機関は国家機密の範囲に属する行政手続解決結果又はその他の公務活動結果が、紙の文書と同様の法的価値を有して完全な態様でアクセスと使用ができる電子文書を有することを保障しなければならない。国家機関は電子環境における組織・個人の要請を受領して解決しなければならない。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
2. 電子環境において国家機関が優先的に実施する領域は以下からなる。公共サービス提供、内部管理業務、指導・管理、検査、調査。
3. 国家機関は緊急状態・インターネット環境における活動の事故発生時における方策及び応急の事故克服・通常の取引活維持の方策を整備しなければならない。
4. 国家機関は、法令の規定に従って、毎年、国家予算からデータベース構築を諮問する専門家を雇うことができ、国家機関の電子取引情報システムに対するインターネット上の管理、運営、安全保障に関する技術的専門活動を実施する。
5. 政府はこの条の詳細を規定する。

¹⁸ 「識別子」の原文は định danh である。

第六章 電子取引情報システム

第45条 電子取引情報システム

1. 電子取引情報システムは、電子取引のための主要な職務・性能を備えて設立されたハードウェア、ソフトウェア及びデータベースの集合であり、電子取引の確実性、信頼性を保障する。
電子取引情報システムはその主管者、職務・性能、規模、ベトナムにおける使用者数又は毎月のアクセス者数に従って分類される。
2. 電子取引デジタルプラットフォームとは、当事者が取引実施、製品・サービスの提供・使用、製品・サービス開発のため使用をする電子環境を構築する、この条第1項が規定する情報システムである。
3. 電子取引中間デジタルプラットフォームとは、この条第2項が規定するデジタルプラットフォームで、その主管者が取引を実施する当事者から独立しているものである。
4. 政府はこの条の詳細を規定する。

第46条 電子取引アカウント

1. 電子取引アカウントは、電子取引情報システムの主管者により発給され、この法律の規定に従って管理・使用される。
2. 電子取引アカウントは、電子取引実施、取引履歴保存、アカウント所有者の取引順序の正確性保障のために使用され、本条第4項の規定に従って取引に参加する当事者の取引履歴を証明する価値がある。
3. 機関・組織・個人は、需要に適合する電子取引アカウント使用を選択する権利がある。但し、法令が異なる規定を有する場合は除く。
4. 電子取引アカウントの取引履歴は、以下の要請に十分に適合する場合に取引を証明する法的価値を有する。
 - a) 電子取引情報システムはインターネット上の情報の安全に関する法令の規定に従って安全を保障しなければならない。
 - b) 機関、組織及び個人である電子取引アカウントの所有者だけに紐づけられている。
 - c) 国家標準時間の根拠に関する法令の規定に従って取引時間の正確性を保障する。

第47条 電子取引情報システムの主管者の責任

1. 電子取引情報システムの主管者は以下の責任を負う。

- a) この法律、インターネット上の情報の安全・安寧・個人情報保護・個人データ保護に関する法令及び関連を有する法令のその他の規定を順守する。
 - b) 電子取引に関する国家管理機関の要請に従って測定、統計、監察、調査、検査、報告の業務を行うため、法令の規定に従って電子的方法で情報を提供し、電子取引に関する国家管理のデータを共有する。
 - c) インターネット上の情報安全に関する法令の規定に従って自らの電子取引情報システムの安全を監察する。
2. 電子取引の大規模な中間デジタルプラットフォームの主管者は以下の責任を負う。
- a) この条第1項の規定を順守する。
 - b) 電子取引で発生する問題及び問題の処理を報告する制度を公開的に公表し、普及させる。
 - c) 信頼性があると評価できる報告源から、中間デジタルプラットフォームに関するベトナムの法律に違反する内容を報告・処理する制度を公開的に公表し、普及させる。
 - d) 情報通信省の案内に従って、毎年、定期に発生した事象、情報システムを悪用してベトナム法令違反行為を行う兆候・危険を有する事象を報告する。
3. 電子取引の非常に大規模な中間デジタルプラットフォームの主管者は以下の責任を負う。
- a) この条第2項の規定を順守する。
 - b) 内容の表示、広告の表示の推奨のために使用される一般原則、パラメータ又は基準を公開的に公表し、使用者データの分析に基づいて内容の表示、広告の表示の推奨を使用しないことを使用者が選択できるようにする。
 - c) 通常のシステム動作のための基本的な技術的機能に影響を与えることなく、プレインストールされたアプリケーションを使用者がアンインストールできるようにする。
 - d) システム使用参加に関連する当事者に適用する規則を公開的に公表し、普及させる。
4. 政府は、規模、ベトナムにおける使用者数又はベトナムでのアクセス数に適合した、この条第2条及び第3条の中間デジタルプラットフォームの主管者の責任の詳細を規定する。

第48条 電子取引に関する国家管理データの報告、統合、共有

1. 業務管理を行う国家機関は、法令の規定に従って、割り当てられた職務・任務・権限に適合する電子取引に関する国家管理データの報告・統合・共有を行う。
2. 情報通信省は、政府の規定に従って、本条第1項が規定する国家機関の電子取引の国家管理に役立つデータを受信、統合するシステムを設立して運用し、権限を有する国家機関に対して電子取引情報システムの電子的方法によるデータ共有のための接合参照見本、設備識別、インターネット上の信頼性の指標に関する規定を発行することを提案する。

第七章 電子取引に関する国家管理

第49条 電子取引に関する国家管理の内容

1. 電子取引発展の戦略・計画・政策、電子取引に関する法規範文書、技術標準・技術基準・経済・技術、電子取引における製品、サービスの質の規範を作成、発行、実施する。
2. 電子取引活動の報告・測定・統計の業務を管理する。情報システム主管者の電子取引情報システムの安全性の監察を管理する。
3. トラストサービスを管理する。
4. 国家電子認証インフラストラクチャ構築及び開発・デジタル署名証書発行と回収を管理し、実施する。
5. 公共デジタル署名サービス提供システムと公務専用デジタル署名を連携して規定する。
6. 電子取引における政策・法令を宣伝し、普及させる。
7. 電子取引における人材・専門家を訓練・強化・開発する業務を管理する。
8. 電子取引に関する法令違反の不服申し立て・告発を、調査・検査・解決して処分する。
9. 電子取引に関する国際協力をを行う。

第50条 電子取引に関する国家管理責任

1. 政府は、電子取引に関する国家管理を統一する。
2. 情報通信省は、電子取引に関する国家管理の実施を主宰し、各省・省同格機関と協働することにつき政府に責任を負う筆頭機関である。
3. 省・省同格機関・省級人民委員会は情報通信省と協働して、割り当てられた任務、権限の範囲の領域において電子取引に関する国家管理を実施する。
4. 国防省大臣は、法令の規定に従って、重要な領域における電子取引・デジタル署名に関する国家技術標準・基準に基づいた公務専用デジタル署名に関する国家管理を実施する。

第八章 施行条項

第 51 条 関連を有する法律の条項の修正、補充、変更、廃止

1. 72/2020/QH14 の法律、03/2022/QH15 の法律、05/2022/QH15 の法律、
08/2022/QH15 の法律、09/2022/QH15 の法律によって修正・補充された投資法
(61/2020/QH14) に添付して発行された条件付き経営投資分野・業種の一覧、
別表IVの項目 119 を以下のように修正・補充する。

119	トラストサービス事業	
-----	------------	--

2. 09/2017/QH14 の法律、23/2018/QH14 の法律、72/2020/QH14 の法律、
16/2023/QH15 の法律で修正・補充された費用法 (97/2015/QH13) に添付して発
行された費用の一覧における情報通信の領域における費用 - 第 5 部の項目 7 を
以下のように修正・補充する。

7	デジタル署名証書検査システム維持サ ービス費用	財政省
---	----------------------------	-----

3. 47/2019/QH14 の法律によって修正・補充された政府組織法
(76/2015/QH13) 第 19 条 3 項の「専用デジタル署名認証システム」という文
言を「公務専用デジタル署名認証システム」という文言に置き換える。
4. 21/2017/QH14 の法律によって修正・補充された情報技術法
(67/2006/QH11) 第 58 条及び第 59 条を廃止する。

第 52 条 施行効力

1. この法律は 2024 年 7 月 1 日から施行効力を有する。
2. 番号 51/2005/QH11 の電子取引法は、この法律が施行効力を有した日から効
力を失う。但し、この法律第 53 条の規定を除く。

第 53 条 転換規定

1. この法律が施行効力を有する前に確立されて、この法律が施行効力を有す
る日に実施が終わっていない電子取引は引き続き 51/2005/QH11 の電子取引法
及びその詳細を規定する法規範文書の規定に従って実施される。但し、各当
事者がこの法律の適用を合意する場合を除く。
2. この法律が施行効力を有する前に発行されて、この法律が施行効力を有す
る日に依然として効力が残っているデジタル証書は、その効力が終了するま

で引き続き 51/2005/QH11 の電子取引法及びその詳細を規定する法規範文書の規定に従って実施され、この法律の規定に従ってデジタル署名証書と同様の価値を有する。

3. この法律が施行効力を有する前に発給されて、この法律が施行効力を有する日に依然として効力が残っている公共デジタル署名認証サービス提供許可書、ベトナムにおける外国デジタル証書使用許可書、専用デジタル署名認証サービス提供組織の活動登録証明書、専用デジタル署名の安全保障条件適合証明書は、それらの期限が終了するまで引き続き使用ができる。

この項が規定する許可書、証明書に従ったデジタル証書の発給は 51/2005/QH11 の電子取引法及びその詳細を規定する法規範文書の規定に従って実施される。

4. 権限を有する国家機関に対して提出されたが、この法律が施行効力を有する日に発給がされていない公共デジタル署名認証サービス提供許可書・ベトナムにおける海外デジタル証書使用許可書・専用デジタル署名認証サービス提供組織の活動登録証明書・専用デジタル署名の安全保障条件適合証明書の発給申請書については、51/2005/QH11 の電子取引法及びその詳細を規定する法規範文書の規定が引き続き適用される。
5. この法律が施行効力を有する前に発給された商事の電子契約認証サービス提供活動登録確認書は 2027 年 6 月 30 日まで引き続き使用できる。
6. 権限を有する国家機関に提出されたがこの法律が施行効力を有する日に登記が確認されていない商事の電子契約認証サービス提供活動登録書類については、引き続き電子商事に関する法令の規定が適用される。
7. 政府はこの条の詳細を規定する。

この法律は、ベトナム社会主義共和国第 15 期国会第 5 会期において、2023 年 6 月 22 日に採択された。

国會議長

署名済み：ヴォン・ディン・フエ